

埼玉県立文書館のホームページについて

森内 優子

本誌掲載にあたって

本稿は、平成17年3月に提出した、国立公文書館主催の「平成16年度公文書館専門職員養成課程」の修了論文「公文書館におけるホームページのありかたについて」を、加除訂正したものである。約1年を経た現在、参考とさせていただいた他館の状況等は大きく変化しており、本来ならば、再調査のうえ現在の状況を掲載するべきであるが、後述のとおり、本稿は、当館のホームページのありかたを模索しホームページの構成を提案することを目的としており、また当時の調査内容を参考に、当館がどのように対応したかを述べるためにも、調査データ等を含め、基本的な内容は提出当時のままとしたうえで、現在までの1年間の状況を新たに加筆した。

なお、本稿は現在ホームページを担当している筆者の個人的な案であること、当館では、平成19年度の稼働を目標に資料検索システムを構築中であり、今後それに伴ってコンテンツやその構成、運営管理体制等のホームページ全体を見直す可能性もあることを、あらかじめお断りしておきたい。

1 はじめに

日本におけるインターネット利用率は年々増加の傾向にあり、総務省の「平成15年通信利用動向調査の結果」では、日本の全人口の60.6%にあたる7,730万人がインターネットを利用していると報告された。インターネット利用の主な目的は、当然のことながら電子メールの活用とホームページ(註1)の閲覧である。

公文書館の世界においても、全国にある関係機関のほぼ全てがホームページを公開しており、当館でも、平成12年(2000)12月に開設後、すでに5年以上経過した。インターネット上に流れるホームページの数が激増した昨今では、単にホームページを公開するだけではなく、アクセスした人の様々なニーズに応え、満足してもらえるよう努めていくことが求

められている。また、類似の機関のホームページを横断的に閲覧して資料を探す人も多く、これからは個々のホームページの内容充実だけではなく、類縁機関同士の横のつながりを意識する必要も生じてくると思われる(註2)。このことは、本来その組織の特徴や個性を意識して作られるホームページに、“統一性”という相反する側面を併せもたせようとすることでもあり、これまで独自に制作されたホームページに、根本的な見直しを迫ることもあり得る。しかし、類縁機関同士であれば、レイアウトやコンテンツを工夫することによって個性を出しながら、基本的な共通認識をもつことは可能であり、現在の各館のホームページは、すでにそうした要素も考慮に入れて作られているように思う。

当館では、平成16年度当初よりシステムの搭載やユニバーサルデザイン化などの新たな課題を踏まえ、ホームページのリニューアルの検討を始めたが、一方で平成16年に、埼玉県が新たに“ホームページに関するガイドライン”を策定した関係で、それへの対応も必要となった。このような状況を踏まえ、ホームページを通して、どのような情報を提供すべきか、それはどのような形で発信すべきかなど、当館のホームページの理想形を考えてみたい。

2 何を発信すべきか

(1) 当館ホームページをとりまく環境

“当館の理想のホームページ”を考える前に、当館のホームページをとりまくこれまでの経緯を確認しておきたい。

当館がホームページを公開した平成12年(2000)当時の国内のインターネット利用者は、日本の全人口の37.1%に過ぎなかった(註3)。当館でも当時は、一台のパソコンを複数の職員が共用するような状態で、パソコンではなくいわゆるワープロを使う職員も多く見受けられた。今でこそ電話に匹敵するツ-

ルとなった電子メールも、代表メールはともかく、個人用については、なかなか利用環境が整わず、機能し始めるまでに数年を要した。現在インターネットが仕事に不可欠であることを思うと、この5年間の急激なIT化を痛感させられる。

このようなIT化は、国の積極的な政策によって進められた。政府は、平成12年(2000)12月6日にIT基本法を公布し、翌13年1月22日には、2005年に世界最先端のIT国家となることを目標に掲げた「e-Japan 戦略」を決定した。そして3月29日には、その具体的な実行のため、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明示した「e-Japan 重点計画」を決定、6月26日には、2002年度IT重点施策に関する基本方針をまとめ、以後毎年その年の具体的な目標を掲げた「e-Japan 2002プログラム」を決定した。これにより、国の省庁・機関はもちろんのこと、自治体や学校、企業あるいは家庭などにおいてIT環境と機器の普及が急速に進み、機器操作に関する講習会等も各地で開催された。

こうした状況をうけて、平成12年度に、当館でも、収蔵資料検索のデジタル化計画が浮上した。来館して備え付けの冊子目録やカード、手書きリストによって検索する当館の収蔵資料検索システムを見直し、検索システムをネット上に配信し、来館しなくても文書を検索できるようにすることが課題となったのである。また同時に、そのインターフェイスとしてのホームページ開設にも期待が寄せられることとなった(註4)。残念ながら、検索システムのネット公開は、現在も実現していないが(註5)、ホームページは、平成12年(2000)12月に開設した。当時制作を担当した職員によれば、当時山口県立文書館・群馬県立文書館・栃木県立文書館など数館の公文書館が、すでにホームページを開設していたこともあり、館の上層部職員からホームページ開設を積極的に推進するよう指示されたという。そして、開設から5年を経た平成16年度、資料検索システムの構築を実現するためリニューアルの検討が始まった。

ところが、平成17年1月20日、県広聴広報課から「埼玉県ホームページ作成ガイドライン」策定の発表があり、直後に開催された「統一フォーマット利用研修」では、ガイドラインを実現するための統一フォーマットが提示され、県立学校を除く全ての県の機関のホームページは、一律にこのフォーマット

を使用して公開するよう指示が出された。これにより、当館でも、平成17年4月1日より、文字サイズや色やレイアウトを全て統一されたページによる情報発信が求められるようになったのである。

これについては、純粋な行政の情報のみを発信する本庁の各課と異なり、館の活動をPRし、多くの人の利用を促すことを目的とした当館のホームページが、文字色やレイアウトを統一されたフォーマットによって発信された場合、果たして十分に機能するのか、館内でも疑問の声が上がった。筆者自身、昨年度修了論文として提出した際に、同様の懸念を述べた(註6)。

結果的に、平成17年12月現在、当館の利用に関する基本事項のページを統一フォーマットで作成してトップページとし、そのページから従来の当館オリジナルのホームページ(以下、オリジナルホームページ)へのリンクをはるという方法で対応している。尤も、ユニバーサルデザインの視点から見た場合、オリジナルホームページにも課題があったので、同時に、リニューアルを進めている。

このように、ホームページをとりまく環境は刻々と変化する。日頃から周囲の情報収集に努めるとともに、将来に向けて、どうあるべきかを検討しておくことが大切である。当然それらの実現には、経費や技術などのハード面の条件整備が不可欠であるが、たとえそれらが整っても、コンテンツの構成が固まっていなかったり、基本となるデータが整備されていなければ、実現は難しい。

また、ホームページを通じて何を発信したいのか、その基本姿勢が固まっていないと、コンテンツが整理されず、伝えたいものが埋もれてしまう危険性もある。そこで次に、何が必要なのか、どのように発信するのがよいのかについて考えるため、全国の都道府県立クラスの公文書館のホームページの比較結果を紹介する。

なお、このデータは、第4節のリニューアル私案で示した「コンテンツの構成」を考える上で参考材料としたものであり、グラフのデータは、修了論文を作成した平成16年12月現在のものである。その後、ホームページをリニューアルされた館や、新しくオープンした館もあり、状況は変わっているが、それについては、後述したい。

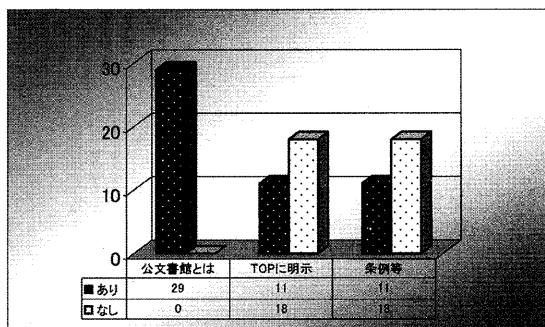
(2) 他の公文書館ホームページの状況

当然のことながら、ネット上には参考とすべきホームページが多々あったが、当館の具体的な将来像を考えるという目的のため、予算の規模や扱う資料の内容、置かれた環境などがある程度共通し、当館に直接あてはめて考えることが可能と思われる、都道府県立クラスの文書館・公文書館の機能を有する施設(以下、公文書館という)29館を、調査対象とすることとした(註7)。

以下は、コンテンツごとに細かくみたものである。

<トップページに明記したいコンテンツ>

●公文書館設置の目的、条例・管理規則等根拠法令



この項目は、公文書館が設置されている目的や、法的な根拠が明示されているか否かをみたものである。これについては、29館全てが何らかの形で説明を載せており、そのうちの11館はトップページに謳っていた。

このように設立目的を明示する傾向は、博物館や図書館のホームページでは見られないものである。公文書館の社会的役割をより広めようという館の強い姿勢とともに、日本における公文書館の認知度が、博物館や図書館に比べて明らかに低いという厳しい現実を感じる。

以前当館のトップページに対しても、「何をしているところか分からない」という感想が寄せられたことがあった。「文書館」「公文書館」という名称だけでは、一般の人々は何をしているところか分からない、残念ながらそれが現状なのであろう。そうした状況を打開するためには、まず「文書館」や「公文書館」という名称を数多く目に留めてもらうこと、そして何をやる場所なのか関心をもってもらうことが重要であり、インターネットはその有効な手段

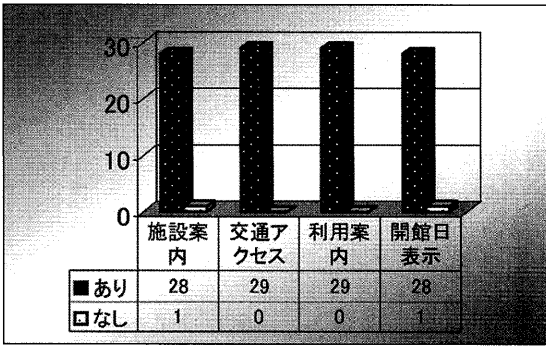
となり得るものとする。例えば、インターネットの検索システムで、思いがけず公文書館のホームページがヒットしたことをきっかけに、公文書館のホームページの閲覧に結びつくことが考えられる。このような初めて公文書館と接する人のために、“館の名前”と“何ができるところなのか、何の役に立つところなのか”をトップページに明記し、目にふれる機会を増やす工夫が、公文書館のホームページには大切なことであろう。公文書館の利用者であっても、古文書しか閲覧しない人は、行政文書の利用価値を知らずにいるかもしれないのである。誰もが必ず開くトップページに、「公文書館では、〇〇のような仕事をしています」といった易しい説明が掲載されていれば、情報をより広く届けることが出来るのではないだろうか。

一方、条例や管理規則といった設置根拠を記述する館が8館あったが、そのうち4館は条例の名称を掲げるだけであり、全文の掲載は栃木県立文書館や福井県文書館など少数であった。傾向としては、沿革でふれる館が多い。設置に関する条例や規則は、一般の利用者が常に必要とするコンテンツではないかもしれないが、公文書館からのメッセージとして、いつでも確認できるようにしておくべきであろう。

なお、設置根拠ではないが、これに準ずる業務の根拠として、東京都公文書館では「公文書等の利用に関する取扱規程」を、神奈川県立公文書館では「公文書選別基準」を、千葉県文書館では「情報公開条例」をそれぞれ全文掲載している(註8)。

●施設案内・交通アクセス・利用案内(住所・電話等を含む)・開館日表示

次にみる4つのコンテンツは、いずれも利用に欠かせない最も基本的なデータであり、いずれもほぼ全ての館で掲載されていた。特に、施設案内や交通アクセス、利用方法についての案内は、初めて利用しようとする人に不可欠な情報であり、できるだけわかりやすい箇所(トップページが望ましい)に表示すべきである。一般のホームページの中には、住所や電話などの記載のないものが結構あるように思うが、非常に不親切であろう。

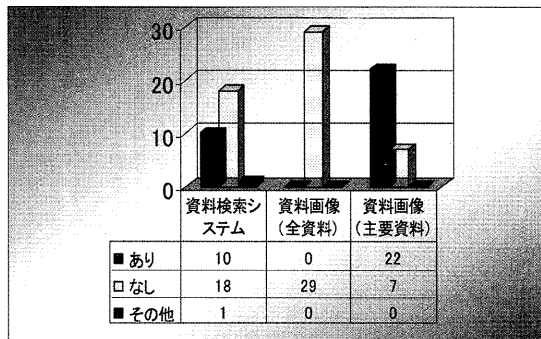


交通アクセスは、多くの館で地図を添え、わかりやすく説明している。バスの時刻表まで掲載する丁寧な館もある。そのページをプリントアウトして来館する可能性を考えると、交通アクセスのページにも、ページ内に住所・電話番号があると親切である。

開館日の表示方法については、カレンダー形式を用いる館が17館あり、多数を占めた。確かに休館日は、規則性があるとはいえ一般利用者にはわかりにくいものである。臨時休館もあることを考えると、「毎週月曜日・祝日・・・」などの凡例的な表記だけでは、把握しきれないであろう。カレンダーは、それを一目でわかりやすく表示できる。ただ、後述するアクセシビリティの問題からすると、開館・休館を色のみで区別する館が多いことがやや気になる。利用者の中には、色を判別できない人もいと想定されるので、今月・来月分だけでも、休館の日を数字で添えるなどの配慮が必要である。

<収蔵資料に関するコンテンツ>

●資料検索システム・資料画像



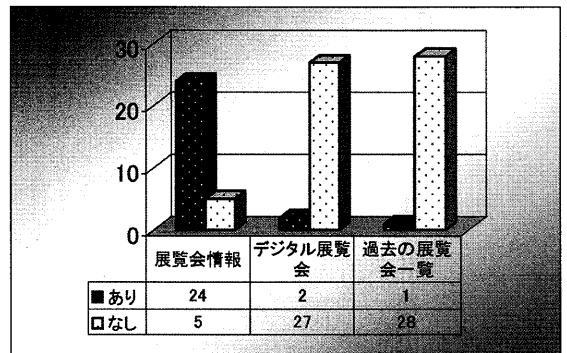
今、公文書館のホームページに最も求められているコンテンツは、収蔵資料の検索システムかもしれない。図書館の世界では蔵書のネット検索が一般的

となり、県内図書館の横断検索も珍しくなくなった。当館にも、検索システムのネット公開を期待する利用者の声が寄せられている。しかし、今回調査対象とした29館のうち、検索システムをホームページに搭載しているのは、10館だけであった。なお、単なる収蔵資料検索システムとは、やや異なるものをもっている館が1館あったので、「その他」とした(註9)。

資料検索システムの公開にあたっては、職員のいる閲覧室で冊子目録から検索するのと異なり、職員が助言できない環境で利用者が一人で検索するため、検索に役立つ情報を掲載した利用者サポートページが必要である。実現が非常に困難なことを承知であえていうならば、各課の事務分掌と組織変遷表や、資料の来歴・作成課所・内容を示した「資料群案内」が、行政文書の検索システムにもあることが望ましい(註10)。古文書や地図などを検索する際も、その館の収蔵している資料群について、特徴や所蔵者の家の歴史など、ある程度の予備知識が必要であり、冊子の古文書目録や地図目録に解説されている程度の内容が、ネット上で紹介されていると親切であろう(註11)。

<一般利用者向け開催事業>

●展覧会



29館中24館が展覧会を開催し、ホームページを広報に活用している。一方、ホームページ上に展覧会に関する内容が見当たらなかった館が、5館あった。

展覧会情報の掲載方法は、8館が会期やタイトルなどの基本情報の文字情報のみで、10館が、主要資料など何らかの画像を添えている。中にはポスターやチラシをPDFで掲載している館もある。

しかし、展示資料の画像を網羅し、個々にキャプションをつけた「デジタル展覧会」は、まだほとん

ど行なわれていない。デジタル展覧会は、遠方の人にも手軽に見てもらえること、資料をテーマごとに紹介することによって、資料への親しみを喚起できることが特長である。さらに、会期にとらわれることなく、次々と展覧会をストックして長く公開することができる点も、大きな魅力である。また、デジタルオリジナルの展覧会では、展示ケース等のスペースにとらわれる必要もなく、冊子、あるいは巻子に表装されて全体を展示することの難しい資料も、全ページ同時に公開することが可能であるし、資料の劣化の懸念もないので、長期公開の難しい文化財指定を受けた資料なども、年間を通じて公開できる。

とはいえ、実際にデジタル展覧会を開催する館が少ないのは、ネット公開にいたるまでの作業の負担の大きさに原因があるように思う。確かに、通常の展覧会とは別にデジタルオリジナルの展覧会を開催するには、テーマに沿った資料選択や展示配列の決定、キャプション原稿の執筆など、通常の展覧会と同様の作業が必要となる。掲載される文書の画像は、拡大表示ができて、直接手に取っているかのように見られれば理想的であろうから、それに耐えうるデジタル画像の撮影も必要となる。その場合、内容を読み取ることが可能であればよいのか、紙質や朱印の色までも忠実に再現しようとするのかによって、手間も必要な技術も大きく異なる(註12)ので、どのレベルまで行うかの検討が必要である。また、展覧会によって内容に大きく精粗の差があるのも望ましくないであろう(註13)。

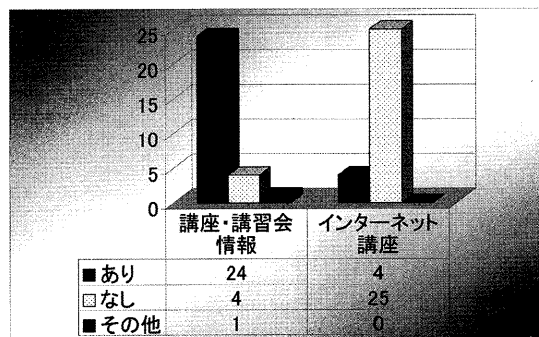
しかし、デジタルオリジナルではなく、実際に開催している展覧会をネット上に再現し、残していくことから始めれば、負担は大きく軽減できるように思う。実際の展覧会のオープン後にネット公開するならば、資料選択や撮影、キャプション原稿の執筆などのほとんどの作業は重複するので、新たな負担は、ネット上へのアップロード作業だけになる。デジタル展覧会は、展覧会図録と同様に、展示の記録方法としても有益であろう。なお、今回の調査では、「過去の展覧会一覧」を掲載していた館が、1館だけあった。過去の展覧会のタイトルと主な資料が一覧になっているだけでも、資料調査に役立つように思う。

あらゆる情報のデジタル発信が一般化した今、展

覧会も例外ではない。掲載される展覧会が回数を重ねて蓄積されればされるほど、コンテンツとしての価値は高まっていくであろう。通常の展覧会が公文書館の普及事業として定着しつつある今日(註14)、デジタル展覧会は、ホームページのコンテンツとして位置づけられていくべきものと思われる。他館から借用した資料で展覧会を開くことの多い博物館・美術館では、著作権の処理等により、デジタルでの再現は難しい。収蔵資料のみでの展示だからこそ可能な試みなのである。

また、収蔵資料のPRとなることは言うまでもない。

●講座・講習会



講座・講習会について、24館が参加者募集などにホームページを活用している(註15)。そのうちの12館はテーマや募集要項などの文字情報のみの掲載で、10館が講座風景などの画像を添えていた。その他2館は、リーフレットをPDFで掲載したり、講座で扱う資料の画像を掲載している。

また、4館がインターネット講座を実施していた。教材の多くは古文書で、テキストとする古文書の画像をパソコンのディスプレイ大の大きさに表示し、答えや解説を別ページに掲載するのが一般的なスタイルである。初級・中級・上級の難易度を設けるなどの工夫を凝らしたものもあるが、多くは、内容分量も、通常の講座に匹敵するものではない。これは、当然のことかもしれないが、通常の講座を主、インターネット講座を従と位置づけているためと思われる。

インターネット講座の魅力は、通常の講座に参加できない、あるいはしない人たちが、気軽に取り組める点にある。小さい頃からパソコンに慣れ親しん

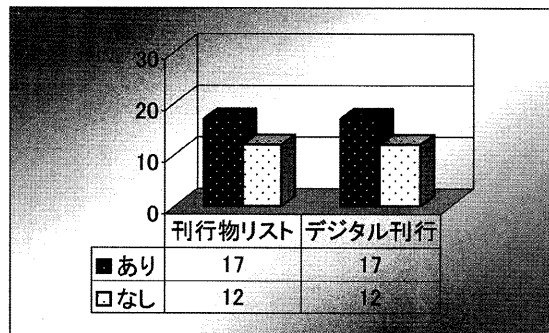
だ世代は、ホームページ上ならば気軽に試してみようと思うかもしれない。高齢者には不向きという見方もあるが、今後、パソコンを使って仕事をしてきた世代が高齢者となるにつれて、操作面での抵抗感は薄れていくであろう(註16)。それよりもむしろ、視力が落ちてでも使えるような仕様で作られているかどうかが問われてくるように思う。

なお、インターネット講座は、所蔵資料を画像で紹介するという点において、デジタル展覧会と共通する部分をもっている。しかし、展覧会で展示される資料は、まとまった点数が用意され、テーマ設定や資料選択の過程において多少なりともメッセージ性をもった資料群となっているのに対し、インターネット講座では、横のつながりを必ずしも必要としないので、単体で資料を紹介するのに適している。

また、くずし字の解読を目的とする講座でも、わからない文字を読むためには、前後の文章を考えたり、筆順をまねたりしながら、資料をじっくりみることになる。だから、解答・解説ページでは、単に文字の活字や読み下しを提示するだけではなく、資料の背景や書誌的な情報にも触れてあるとより興味を喚起できるであろう。文字の解読にじっくり取り組んだ資料に対しては、背景の解説も、より興味深く読めるのではないだろうか。このように“インターネット講座”は、キャプションを読みながら資料を見る「展示」とは、一味違った資料との接し方を提示することが出来る。ただ、リピーターの確保を目指して継続的に新規資料を追加していくのならば、作成者の負担を考慮して、内容の構成や掲載する資料の点数、解説の分量などを決める必要がある。定期的に資料が追加され、充実していくことができれば理想的であるが、通常のホームページ更新のプラスアルファの作業になるので、他とのバランスを含めて分量やレベルを決め、長く着実に継続していく工夫が大切である。

この他、講座の種類としては、広島県立文書館が発信している保存管理講座が珍しい。公文書館が資料の保存管理を担っていることは多くの館で説明されているが、こうした具体的な解説はほとんどない。利用者から見えにくい業務を広く紹介した重要なページではないかと思う。

●刊行物一覧・デジタル刊行物



このグラフ項目の“刊行物リスト”とは、その機関が発行している研究紀要や目録などの一覧をさしている。全ての刊行物について一覧を掲載している館もあるが、ここでは、1種類の刊行物だけでも一覧を掲載していれば「あり」としてカウントした。もちろん、一覧を掲載していない館が、実際に刊行物を一切発行していないとは限らない。当館に交換図書としていただいているものや、各館の要覧に掲載された事業概要から判断して、むしろ発行していてもホームページには敢えて掲載しないケースが多いようである。その理由のひとつとしては、「一般向けに有償頒布していないため」ということが考えられる。確かに、リストを掲載すれば入手したいという反響が想定され、利用者に対して販売できないものを掲載することにより、却ってマイナスイメージを与える結果を招く可能性がある。しかし、有償頒布をしていない刊行物でも、多くは、国会図書館はもちろん、全国の関係機関に寄贈されていると思われるので、基本的には、他県の人も地元で入手することが可能である。また、図書館同士の相互貸借システムも充実してきており、中には、遠隔地への郵送のコピーサービスを行う図書館もある。

このように、有償頒布は無理でも代替策はいろいろ充実してきているので、刊行物を積極的にPRし活用方法を案内したほうがよいのではないだろうか。掲載にあたっては、刊行物のタイトルだけでなく、目次があればその内容が類推できて便利であろう。なお、刊行物一覧の掲載は、その館が“何の目的で、どのような刊行物を作成しているのか”についての情報提供の役割も果たすと思われる。

一方“デジタル刊行物”は、タイトル名や掲載論文名の一覧ではなく、刊行物の本文そのものの掲載の有無を数えたものである。「デジタル刊行物」は、

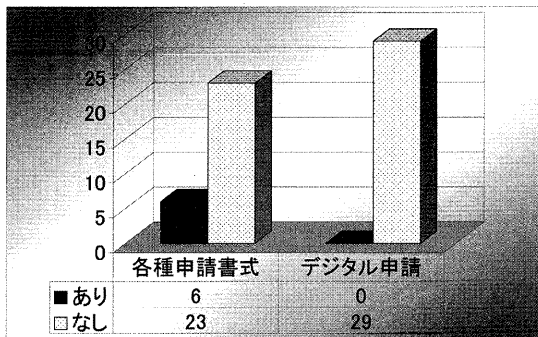
ホームページの画面上で内容に目を通すことができ、刊行物本体の入手を必要としないという点において画期的な手法といえる。各館が掲載している内容のほとんどが、「公文書館だより」（館広報誌）と年報（館報）であった。17館中11館がPDF形式で掲載しているが、現時点では、おそらく、あらかじめ紙で発行されたものをPDFでも掲載したということであって、デジタル版のみにしてしまったところは少ないと思われる。しかし今後は、デジタル版のみ（紙で発行しない）ケースが増える可能性がある。PDFは、改竄される心配もなく、レイアウトを崩さずに表示できるうえ、読み取りに必要なリーダーソフトは、多くのパソコンに標準装備されていて非常に便利である。ただ、視覚障害者が用いる音声ブラウザ（読み上げソフト）では、画像として認識するため読み上げられないという大きな欠点がある。また、表示される文字があまり鮮明でなく、読みにくい感があるのも否めない。少なくとも、誰にでも行き渡すべき情報がPDFのみでしか提供されないのは、望ましくないであろう。

一方、大分県文書館のように「だより」をHTML形式で掲載しているところもある。印刷物がデジタル入稿で作成される今日では、ホームページへの掲載の可能性を前提として原稿を作成・校正（紙で行った校正の結果を、元の入稿原稿に反映させるなど）しておけば、HTML形式での掲載もスムーズに行えるであろう。

なお、福島県歴史資料館ではメールマガジンが発行されていた。こうした定期的な刊行物の購読者獲得は、館の事業への理解者育成効果が期待できる。

＜利用者の便を図ったコンテンツ＞

●各種申請書式・デジタル申請

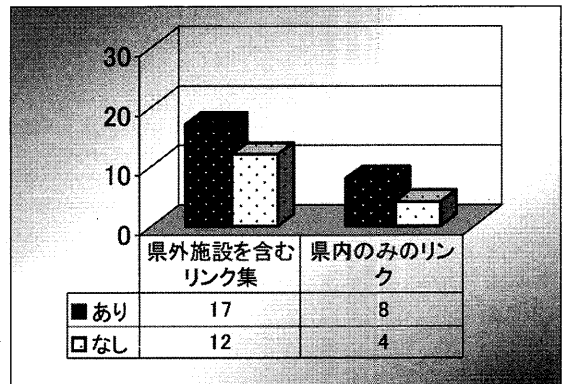


申請用の書式を公開している館が6館あったが、

内容は、展覧会の資料借用のために博物館などが提出する資料の館外貸出申請や、公開手続きを必要とする文書の閲覧申請、会議室などの館内施設の利用申請などといった事前申請用の書式であり、調査当時、文書の閲覧申請の書式を掲載したものはなかった。つまり、申請者が書式入手のためにわざわざ来館する手間の解消を図ったものと思われる（註17）。

ただ、書式はデジタルで配信されても、申請は、プリントアウトしたものを郵送などで提出することになっていて、デジタルでは受け付けられていない（註18）。これは、多くの申請書が捺印を必要としているためかと思われるが、それだけならば、技術的には電子認証システムを導入すれば実現できると思われる。現時点では、公文書館において、申請のデジタル化を積極的にすすめるべき用途を思い当たらないが、IT化とは、その時点で必要とされているか否かではなく、将来の必要性を見込んで導入されるものなので、公文書館という施設で、電子申請というシステムがどのように活かせるのかを検討し、導入に向けた準備をする段階にあるといえるのではないだろうか。

●リンク集



各館のリンク先は、国立公文書館をはじめとする全国の公文書館へ張る館が17館で、最も多かった。しかし一方で、県外へのリンクを一切張っていない館も12館あり、そのうち8館は県内の関係機関へのみリンクを張っていた。残りの4館は、どこにもリンクを張っていない。

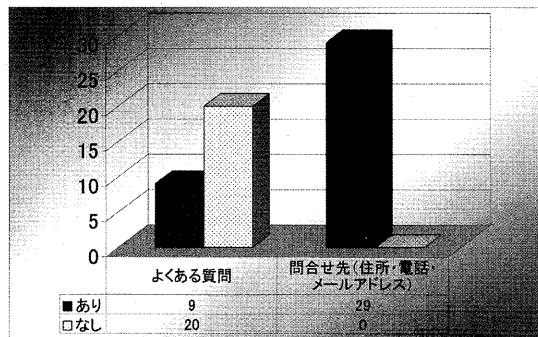
リンク集は、その組織そのものの情報ではないが、その機関が、どのような機関と関わりをもって運営されているのか、どういった組織のグループなのか

等の社会的な立場が、端的に現れるので、その機関を映す鏡になり得るものだと思う。自治体の組織の一部としての意識が強ければ、県庁をはじめとする県内行政機関を中心にリンクを張るであろうし、他県の公文書館との横のつながりの意識が強ければ、公文書館の類縁機関という機能をもった他館へのリンクが中心になるであろう。もちろん両方を備えることもあり得る。また、全国の公文書館へリンクを張る館が多かったのは、関連機関のホームページを次々と閲覧して、横断的に資料を検索する利用者の便を考えたものであり、収蔵資料の関連資料の所蔵先を紹介する意味があるのであろう。

いずれにしても、リンク集に列挙する機関は、その館の立場や何を発信するのかという方針に基づき吟味して作られるべきであり、数が多ければよいわけではない(註19)。中には、リンク集に通常掲載される組織名・住所・URLに加えて、各組織のプロフィールを添えた親切なものも見受けられた。

ホームページの作業のうち、このような外部情報のタイムリーな更新が最もおそろかになりやすい。不定期に更新される情報を把握するには、常に広くアンテナを張っておかなければならず、意外と手間がかかるものである。殊に最近では市町村合併もあり、郵便番号や住所、URLの変更が頻繁である。更新する側が情報収集に努めるのは当然であるが、変更した側も関係機関へ連絡する意識をもつことが必要であろう。そのためにも、出来得る限り、相互リンクを張った相手先や設定時期などの、リンク履歴を作って管理することが有効と思われる。

●よくある質問・問い合わせ先



“よくある質問”とは、過去に多く寄せられた質問や想定質問をQ & A方式で掲載した質問回答集

である。掲載していたのは9館だけであり、意外と少なかった。利用者から寄せられる質問は、同じ内容のものがよく重なる。それをまとめて掲載しておけば利用者も職員も便利ではないかと思うが、公式な回答例を作成する作業が負担となっているのかもしれない。あるいは、質問があったその都度、ホームページの各ページを直接訂正したり追加することで対応し、専用ページをあえて設けていないという面もあるであろう。

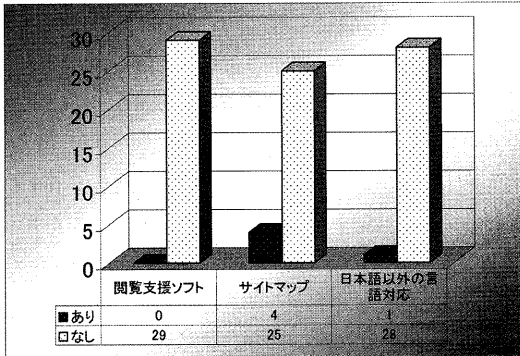
一方、基本的な問い合わせ先情報としての住所・電話・FAX番号・メールアドレスは、全ての館が掲載していた。一般のホームページの中には、連絡先としてメールアドレスしか掲載していないものも、多く見受けられる。メールが普及したとはいえ、問い合わせのツールとしては、電話が最も多いであろう。カーナビゲーションによっては、電話番号を入力するだけで目的地に設定できるものもあるので、車で初めて来館する人にも便利である。

なかには、各担当の電話番号を全て記している館もあり、質問したい内容がはっきりしていれば、担当に直接つながるので便利であろう。しかし、普通は尋ねたい質問の担当部署はわかりにくいものであるから、代表番号だけでも十分だと思う。

なお、FAX番号は、電話が使いにくい聴覚障害者のためにも、必要である。

そして、最も大切なのは、わかりやすい場所に掲載することである。ホームページは、その機関(組織)のあらゆる情報が簡単に入手できる媒体でなくてはならない。利用案内の項でも述べたが、住所をはじめとする連絡先は、トップページへの掲載が望ましい。ちなみに、埼玉県のガイドラインに示された統一フォーマットでは、全てのページの最下段(フッター)に連絡先を明記するよう指示している。

●閲覧支援ソフト・サイトマップ・対応言語



次に示す3つのコンテンツは、様々な環境にある利用者の閲覧を支援するものである。

まず、「閲覧支援ソフト」であるが、ここではホームページ制作者がセットし、利用者がそれをダウンロードして利用するタイプのソフトをさしており、視覚に障害のある人があらかじめ自分のパソコンに装備している音声ブラウザのことはない。つまり、ホームページの制作者が、閲覧支援ソフトを準備し、利用者が自由に使えるよう提供しているか否かをみたものである。調査した平成16年12月時点では導入している館はなかった。ちなみに、鳥取県庁のホームページは、同年10月に富士通(株)が開発した「WebUD」を試験的に導入している(註20)。近年、高齢化社会にあわせて、こうしたソフトを装備したページが増えている。

次に、「サイトマップ」は、ホームページの構造(階層)を一目で表したもので、29館中4館で掲載されていた。誰でも見慣れないホームページを見たとき、自分の探しているページがどこにあるのか分からなくなる時がある。時には、探しているページが、

初めから存在しないこともあるし、以前見た記憶があったとしても、削除されていることも多い。そのような時、サイトマップは、どのページから入っていけばよいかということや、探しているページの存否を示してくれる。一般利用者に、サイトマップを見る習慣がどれほど根付いているのかはわからないが、制作者側が閲覧補助機能のひとつとして用意しておくべきではないかと思う。なお、サイトマップに用いることを想定して、各ページのタイトルを利用者にもわかりやすいものにしておけば、サイトマップの制作がスムーズであろう。

最後は、日本語以外の言語に対応しているか否かであるが、29館中では唯一長野県立歴史館が英語版をもっていた。博物館・美術館のホームページには、英語版などを併せ持つものが多いので、長野県立歴史館は博物館施設としての感覚から用意されたのかもしれない。また、北海道立文書館や群馬県立文書館は「Sorry Japanese Only」と表記している。いずれにしても、都道府県立レベルの公文書館では、外国語対応が遅れていることは間違いなく、大きな課題の一つであろう。

また、日本語で表記していることをどこかに明示しておくことも必要である。これは、音声ブラウザ(読み上げソフト)で言語指定し、正しい順番で読み上げてもらうための配慮である。

以上、各県の公文書館・文書館のホームページコンテンツを細かく見てきたが、その結果、ほぼ全ての館が掲載するコンテンツ、掲載・非掲載が半々であったコンテンツ、ほとんどどこも掲載していないコンテンツに分かれた。まとめると、下の表のようになる。

29館中20館以上が掲載していたコンテンツ	掲載・非掲載がほぼ半々であったコンテンツ	29館中掲載館が9館未満だったコンテンツ
<ul style="list-style-type: none"> ●公文書館とは(29) ●施設案内(23) ●交通アクセス(29) ●利用案内(29) ●主要な資料画像(21) ●開館日(28) ●展覧会情報(24) ●講座・講習会情報(22) ●住所・電話番号(29) 	<ul style="list-style-type: none"> ●刊行物リスト(17) ●デジタル刊行物(17) ●県外施設を含むリンク集(17) ●著作権所在の記載(12) 	<ul style="list-style-type: none"> ●設置条例等の全文掲載(5) ●資料検索システム(8) ●各種申請書様式(6) ●デジタル申請(0) ●インターネット講座(4) ●メールマガジンの発行(1) ●県事務分掌詳説(2) ●保存管理講座(1) ●よくある質問(9) ●閲覧支援ソフトの導入(0) ●サイトマップ(4) ●外国語版(1)

※ () は、掲載していた館の数

以上の結果で多くの館が掲載しているコンテンツは、きわめて基本的な情報である。ここに抽出したコンテンツの中には、それぞれの館の業務内容によっては、掲載になじまないものもあるであろう。しかし、当館のホームページには、大いに参考になるものであった。中には、財政上の裏付けがないと実現不可能なものや、作業的な負担が大きすぎには取り組めないものもあるが、ここではあくまで理想像を追求し、実現可能な時期にはこだわらずに、次節で述べる当館のリニューアル私案に生かすこととする。

なお、上記のコンテンツの他に、近年収集対象となる資料の種類が多様化するのに伴い、紙もしくはデジタル文書以外の記録史料を、ホームページでいかに情報発信するかを考えておく必要もある。その最も顕著なものが、広報関係で制作あるいは収集された映画やテレビ番組などの記録フィルム、会議録の録音テープなど、音声や映像を伴うものである。近年、デジタル作成された文書を、いかに将来も読める状態で保つかが大きな課題となっているが、こうした記録類も、再生機器の移り変わりが非常に早く、すでに再生不可能なものもあるであろう。将来に亘って長く再生できる形式に変換するとともに、それをインターネットで配信する手段を考える必要がある。

また、当館についていえば、『新編埼玉県史』を編さんした県史編さん室が解散したあと、その事務を引き継いで現在の史料編さん担当があるので、『新編埼玉県史』の成果を反映することも課題である。例えば、『通史編』全7巻の総索引を掲載すれば、利用者にとって有益と思われる。

3 どのように発信するべきか

(1) アクセシビリティへの配慮

ホームページは、「わかりやすい」ことが最も大切である。しかし、「わかりやすい」という基準は非常に主観的であり、利用者のこれまでの知識、経験によって大きく判断がわかれるものである。制作する立場からすると、伝えたい情報が増えれば、ある程度複雑化するのはやむを得ないと思ってしまうがちであり、制作者と利用者の感覚には、隔たりが生じやすい。また「わかりやすい」と似たものに「見やすい」という基準もある。これも、その利用

者がそれまで目にしてきたホームページの種類や構造、さらには個人的な好みなどに左右されるものである。これらをどのように調整し、反映させて作るか。そのひとつの答えとなるものに、ユニバーサルデザインの考え方がある。

近年、社会全体において、バリアフリーもしくはユニバーサルデザイン化が進められている。多くの人に利用されることを目指すホームページは、当然そうした視点をもつべきなのであるが、総務省が行なった「地方公共団体におけるウェブアクセシビリティ向上の取り組みに関する調査(平成14年度)」によると、70%の自治体が「アクセシビリティに配慮しておらず、今後の検討が必要」と回答している。このことは、ホームページのユニバーサルデザイン化が、思いの外難しいことを示している。ここでは、そもそも何故ユニバーサルデザイン化が必要なのか、何をどのようにすればよいのかについて確認し、その上で現状の取り組み事例を紹介したい。

まず初めに、バリアフリーとユニバーサルデザインの違いを確認する。バリアフリーは文字通り、バリア(障害)を取り払うことであり、現在公開されているホームページの中から障害となるものを取り除いて、改良することを意味する。一方、ユニバーサルデザインは、始めから障害のないよう設計することをいい、単なる文字の色や大きさなどの見易さは勿論、目の不自由な人が利用している音声ブラウザ(読み上げソフト)が適切に読み上げるような構造としたり、キーボードを使わないマウスのみでの操作を可能としたり、あるいは逆にキーボードのみでの操作を可能なように設定するなど、あらゆるユーザーの使い勝手を考慮して作ることをいう。

前述のように我が国のIT化は、平成12年のIT基本法の公布・施行によって本格的に始動した。翌年1月22日に決定したe-Japan戦略を受けて、3月29日には、重点的に実施すべき施策を明示したe-Japan重点計画が決定したが、その中ではアクセシビリティへの配慮について触れられていなかった。尤も、郵政省(現総務省)と厚生省(現厚生労働省)が平成10年に共同で開催した「情報バリアフリー環境整備の在り方に関する研究会」においては、「インターネットにおけるアクセシブルなウェブコンテンツの作成方法に関する指針」が発表されており、他にも郵政省が同年10月30日に「障害者等電機通信

設備アクセシビリティ指針」を、通産省(現経済産業省)が平成12年6月5日に「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」を発表するなど、一部でその必要性は謳われていた。総務省ではさらに、平成13～14年度の2か年にわたって、「高齢者、障害者等が利用しやすいホームページの普及に向けた支援システムの実証実験(ウェブ・アクセシビリティ実証実験)」を実施し、地方自治体の取り組み状況の把握やセミナーなどの普及活動を行うほか、ウェブコンテンツのアクセシビリティを点検・修正できる「ウェブヘルパー」を開発し、現在も公開している(註21)。しかし、実際に広く認知されるようになったのは、平成14年のe-Japan重点計画2002で「デジタルデバイドの是正」のひとつとして「年齢・身体的な条件の克服」が掲げられてからといえるであろう。最近では、平成16年6月20日、日本工業規格(JIS)としてアクセシビリティについての指針(註22)が制定され、自治体のホームページはその規格を用いて幅広い人々に情報へのアクセスを保証することの必要性が明言された。時をほぼ同じくして障害者基本法も改正され、「政府や自治体は、ウェブコンテンツを障害者が利用できるように配慮しなければならない」(第19条の2)と明示された。これを受けて埼玉県も、同年12月にホームページ作成ガイドラインを定め、それに合わせて県のホームページをリニューアルし、各課所室のページもその基準に則って作成・更新していくよう定めた。

では、アクセシビリティに配慮していないホームページには、どのような弊害があるのだろうか。ホームページの閲覧に際して障害となるポイントは多数あるが、そのきっかけは、大きく分けて“心身の障害によるもの”と“年齢によるもの”とがある。“心身の障害によるもの”すなわち障害者について、日本では、「身体障害者、精神薄弱又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義している(註23)。そして総務省情報通信政策研究所による「障がいのある方々のインターネット等の利用に関する調査報告書」によれば、全回答者の29.2%の障害者がインターネットを利用しており、とりわけ聴覚障害のある人の81.1%がインターネットを利用してしていると答えている。聴覚に障害のある人は、電話の利用に不自由さを感じる人が多いと思われ、ホームページが重

要な情報源となっている。それでは、視覚障害のある人にとって、読むことを基本とするホームページは利用しにくいものかということ、決してそうではない。前述の情報通信研究所の調査では、視覚障害者の69.7%がインターネットを利用してしていると答えている。つまり、視覚に障害があっても、文字を大きくしたり、色を変えたり、文章を読み上げるソフトを用いてインターネットが利用されているのであるが、ホームページ作成段階で文字の大きさが固定されていたり、読み上げソフトのルールを考慮しないレイアウトとなっていると、利用できなくなってしまうのである。

一方、“年齢によるもの”に対しては、加齢による聴覚・視覚・肢体不自由への対応に加え、子ども向けページにおいては、読み仮名をつけたり、平易な文章表現にするなどの配慮が必要である。高齢者のインターネット利用率も年々増加傾向にあり、平成15年末には、60～64歳の人の39%、65歳以上では15%近い人がインターネットを利用してしていると答えている(註24)。職場でパソコンを日常的に操作してきた世代が次々と高齢になるに従って、高齢者のインターネット利用率は急激に伸びるであろう。しかしそのような機械の操作方法を熟知している人々も、老眼や細かいマウスの操作がしにくくなるなど、加齢に伴ってそれまで出来ていたことが出来なくなる可能性は高い。今後は高齢化社会に一層拍車がかかることが予想されるため、早急にホームページを点検する必要があるのである。

ただし、見やすい配色や読み仮名の必要性には個人差があるため、あらかじめ全てにルビを振るなどの過剰な対応は、かえって障害となる場合もある。そこで、好みに応じて色や文字の大きさを変えたり、ルビ振ることができるソフトも開発されている。そのひとつが前述のホームページ閲覧支援ソフト「WebUD」で、新聞でも紹介された(註25)。文字や絵柄を最大3倍まで拡大したり、音声で文章を読み上げたり、全ての漢字に読み仮名を振るなどの多様な機能をひとまとめに備え、ホームページ制作者がソフトを購入してホームページに設定しておくことによって、利用者は閲覧時に無料でダウンロードして使用できる。前述のように、このソフトが鳥取県庁のホームページに試験的に導入されたので(註26)、実際に使ってホームページを閲覧してみた。説明の

とおり、文字の大きさや背景・文字の色が変えられ、音声読み上げもスムーズであった。漢字の読み仮名にいたっては、「小学校低学年」「中学生以上」など5段階から表示レベルを選択することができ、予想以上によくできている。ただ、利用にあたり避けて通れないソフトのダウンロード・インストールが、最も面倒で分かりにくかったことが、やや気になった。ダウンロードを指示するボタンはわかりやすい。ダウンロードも、慣れている人にとっては、ごく普通の単純な作業である。けれど、閲覧支援ソフトを使用しようとする人が、必ずしもダウンロードに慣れているとは限らない。途中では、決まり文句の警告が表示され、判断を迫られる。慣れない人は、とまどってそこで中断してしまわないだろうか。また、ダウンロードにかかる所要時間の説明には、使用している回線によって、所要時間が1分から約50分(アナログモデム56Kの場合)の幅があると書かれていた。実際には、ADSLで1分で完了した。しかし、自分の使用している回線の種類がわからない人は、「ダウンロードに50分かかるかもしれない」という不安から、尻込みしてあきらめてしまうかもしれない。今後、いかに閲覧支援ソフトそのものの性能が向上しても、ダウンロード・インストールが必要である以上、その作業が利用者の障害となる可能性があるように思われた。これは、閲覧支援ソフトに限らず、高精彩画像を見るためのソフトや、エクセルなどHTML化されていないリンクファイルを印刷しようとする場合にもあてはまることである。繰り返すが、操作に慣れている人には何でもない作業である。しかし、この支援ソフトを使おうとする人は、多くの場合何らかのハンディを持った人である。支援ソフトを使えるようにするための操作が妨げとなって生かされないことほど、もったいないことはない。

また、ホームページごとに異なる閲覧支援ソフトが導入されていたら、利用者は、違うホームページを見るたびに、違うソフトをパソコンのハードに保存しなくてはならない。ソフトは相当の重さをもっており(註27)、ハードの容量が大きくなっているとはいえ、旧型パソコンの利用者もいることから、負担になることは間違いない。本当に誰からも活用されることを目指すのならば、ダウンロード・インストールすることなく閲覧支援ソフトが使えることが

望ましい。WindowsXPには数種のユーザー補助機能が装備されているので、そう遠くない将来、もう一步進んだシステムがパソコンに標準装備されるようになるかもしれない。誰でも障害をもつ可能性があり、誰もが平等に年をとる。今後は、それを踏まえながらIT化を進めなければ、必ずIT弱者が生まれ、情報格差を作ってしまうであろう。

また、ユニバーサルデザインに基づいたホームページを作成するための支援体制も必要である。最近では多種のホームページ作成ソフトが発売され、年々機能が充実し使い勝手もよくなっている。同時にプロバイダーのサービスも向上したので、個人でホームページを持つ人も珍しくなくなった。このようにホームページは、一見非常に身近なものになったように思えるが、本当にそうだろうか。例えば、公開されているホームページ数が増えても、使い勝手が悪くては、活用できない。かつて、ホームページがHTML言語のみによって作られていたときは、相当なコンピュータの知識と手間を必要としたが、それは裏を返せば、制作者自身が、きちんと認識したうえでコンピュータに指示を送って制作していたということでもある。ところが、ホームページ作成ソフトを使うと、高度な技がワープロ感覚で使え、ともすると無意識のうちに複雑な画面が出てしまう。例えば、表組みなどに便利なテーブルという機能がある。テーブルは、自在に行や列が増減でき、さらに升目(セル)を結合したり、そのセルの大きさを拡大・縮小することによって、複雑なレイアウトの枠組みを簡単に作るができる。その升目に画像をはめ込み、テキストを入力すれば簡単にページのフォーマットができてしまう。しかし、現在視覚障害者を中心に使われている音声ブラウザ(読み上げソフト)を用いてテーブルで作られた画面を読み上げた場合、ソフトは左から右へ読み上げる規則性をもっているので、結合された升目に当たると混乱し、滅茶苦茶な順番に読み上げてしまう可能性が高い(註28)。

ホームページ作成ソフトの魅力は、難しい技術を習得をせずに作成できるところにある。ただ、販売されている多くのホームページ作成ソフトのマニュアルが、各機能を使うことによって生み出される弊害にほとんど触れることがないのは問題であろう。筆者の知る限りにおいて、一般の(ユニバーサルデ

デザイン化を目的としたものではない)ホームページ作成ソフトのマニュアルは、“いかに多様な機能が、それが簡単に使えるか”を解説することに比重が置かれ、各機能がもつマイナス面に触れることは非常に少ない。触れてあったとしても、解決策まで提示するものはわずかである。しかし、多くの人が頼りとするマニュアルこそ、無意識のうちに使い勝手の悪いホームページを作成してしまわないよう、その機能はどのような場合に用いるべきか、どのような点に留意して使うべきかを解説しておく必要があるのではないだろうか。特に、初心者向けマニュアルは、はじめにきちんと解説し、それを理解させようとしてホームページの制作に入るよう説明するべきである。もちろん、ユニバーサルデザインに基づいたホームページを作るためのマニュアルも販売されているが、それらは個々のソフトに対応した解説ではなく、HTML言語による作成を前提としてユニバーサルデザイン化の基準を示したものである。従って、ソフトを用いて作成する場合、マニュアルの解説が、自分の使っているソフトのどの機能に該当するかは、利用者が判断しなくてはならない。もし作成者が初心者であれば、2冊のマニュアルを合わせ読むことは不可能であろう。

10年前には限られた人のものであったインターネットが、今や家庭や職場・学校に欠かせないものとなった。これまでは、ホームページを公開することが目的であったが、今後の課題は、いかに多くの人に利用されるホームページになれるかということが課題である。とりわけ、社会の財産である公文書を公開する公文書館の情報は、行政の基礎情報に準じ、誰にも行き渡らなくてはならない。凝った作りよりも、“誰にも利用価値の高いホームページであること”を、公文書館ホームページの発信のコンセプトとするべきなのである。

(2) 更新と保存

ここまでは、何をどのように発信するべきかについて述べてきたが、実は現場で最も大きな問題となるのは、誰が更新・作成作業を行うか(負担するか)ということにある。そもそもホームページは、表紙と本文から成る一冊の本のようなものであり、全体的な統一が不可欠である。よって、制作や更新・管理に多くの職員が関わる公共施設のホームページは

ど、しっかりした基準を作り、職員間で共通認識したうえで取り組む必要がある。

例えば、各事業に関する記事の作成は、その内容を最も把握している事業担当者が行うのが望ましいが、各担当者が自由に作ってしまうと、統一性・一体性が崩れてしまう。そのため、作成の基準を設けるだけでなく、全体を統括管理する担当者も必要である。

ホームページの管理業務の運営形態は、おそらく各館ごとに様々であろうと思う。一人の担当者が全ての内容を更新しているところもあるであろうし、事業の担当がそれぞれの内容を更新しているところもあるであろう。担当者の所属も、庶務課などの管理部門の場合もあれば、古文書課などの事業部門の場合もある。情報の発信も、定期的に更新日を決めているところもあれば、随時のところもあるであろう。更新内容の決裁は、あらかじめ年間を通して予想される更新については、年間事業計画に基づいて年度当初に起案し、細かいものについてはその都度起案するなどの工夫が必要である。更新作業の負担は、更新回数やコンテンツの構成などによって、大きく変化するので、できるだけ煩雑さを減らすことが、きちんと更新を継続する鍵になる。必要最小限の更新しかしらない場合でも、微妙にタイミングのずれる事業の始まりや終了にあわせて更新するだけでも、月2～3回の更新は必要と思われるからである。

ホームページを運営するためには、その年、その月にどのような更新を行うのかをしっかりと決めてから始めることが肝要である。そしてそれに基づいて、実行にどれだけの作業と時間が必要か、何人の人手が必要か、あるいは何人で更新するべきか、を決めていく。一人の担当者が専属で更新する体制をとると、更新するべき日に不在となる可能性がある一方で、更新担当は常に複数おくべきであろう。ソフトの操作などは、具体的な作業の実践を通して覚えていくものであるから、事業担当者が自分で更新するシステムが現実的かもしれない。また、HTML言語は、それによって全てを作成をするのではなくても、基礎知識として必要である。

人事異動などによって、誰もが担当となる可能性がある。そのうえ、ホームページのトラブルは、時間を問わず突然起こり得る。担当者が不在で対応できないと、その間ネット上にはトラブル状態が放置

されることになる。それを避けるためにも、ホームページの更新作業の習得は、職員全員が自分の仕事という認識をもつべきであろう。

ホームページの保存については、国会図書館が、ホームページを書籍と同様に納本させて保存する制度の確立をめざし、試験的に一部のサイトの収集・公開を始めた(註29)。本格的に収集が開始されれば、ロボットによって機械的に収集されてしまうのだと思われるが、過去のホームページの内容について公開申請が出される可能性もあり、各館は独自に、記録のひとつとして保存しておく必要がある(註30)。一口に更新といっても、些少な訂正や文字の追加もあれば、新規ページのアップもあり、レベルは区々である。それを全て保存するのは現実的ではないとしても、定期的に保存するようなルールが必要である。

なお、ホームページを組織の記録の一つであると考えれば、公文書館の収集対象資料に、県庁各課のホームページが含まれると考えることもできる。特に近年、リニューアルするホームページも多いが、少なくともリニューアル前のホームページは確実に保存される必要があるであろう。少なくとも、国会図書館の“作品としてのホームページの収集”とは別に、自館のホームページとあわせ、関係機関のページを記録史料として収集・保存対象として考えるか否かが、公文書館の今後の検討課題のひとつとなるのではないだろうか。

(3) 著作権法とのかかわり

ホームページは、著作権法で保護される著作物である(註31)。日本は著作権について無方式主義(註32)を採用しているので、著作権法についてホームページ上で明記しなくても、その保護対象であることに変わりはない。前節で調査対象とした29館では、11館が著作権に関する表記を掲載していた。そのうちの8館は、著作権がその館に属することを示しただけであるが、残りの3館はリンクの許諾についても言及している。3館のうちの1館は「リンクは御自由にどうぞ」と記し、2館は「リンクを張るときには連絡をするように」としており、対照的である。このように、ホームページにおける著作権問題では、印刷物や音楽などで問題になる複製や改竄もさることながら、一瞬のうちに異なる著作物を結

び付けしてしまう“リンク”という機能が取り上げられることが多い。

ちなみに当館のホームページでは、作成当初からしばらく著作権に関する記述を入れていなかった。これは、開設の際、日本は著作権の無方式主義を採っているため敢えて明示しなくてもよいと考えたこと、リンクを張られることについては、“ネット上に流したものである以上、制限は不可能”と判断したためと聞いている。現在は、トップページに記入しているが、一般的にはどのように解釈されているのであろうか。

確かに、望まない内容のホームページからリンクを張られてしまう可能性や、限りなく無秩序になる危険性を考えると、“連絡を要する”としたい管理者の気持ちはよくわかる。しかし、現実的には、張られたリンクを全て確認することは不可能であり、弁護士による著作権法の理解においても、基本的に“リンクは原則自由”と解釈されているようである(註33)。よって、「リンク禁止」と表示されたページへ無断でリンクを設定したとしても、法的な侵害行為にはならない。もちろんネチケット(ネット利用者間のエチケット)として、一報をいれるのはマナーであり、もしもリンクを張ったことによって相手に損害を与えれば不法行為、名誉毀損が成立することもあり得る。

なお、一般に“リンク”というと、リンク先のアドレス(URL)のテキスト文字を表示し、そこをクリックすると他のホームページ(のトップページ)が表示されるように設定した“ハイパーリンク”をさして使われることが多い。上記の例も、ハイパーリンクに対するものである。従って、前述の「連絡を要する」という但し書きも、ハイパーリンク以外のリンクの無断設定を牽制したものなのかもしれない。よって、自分のホームページのフレーム内に他のホームページを表示する“フレームリンク”や、特定の画像などに直接リンクを張る“イメージリンク”、トップページではなく、関連のあるページに直接リンクを張る“深層リンク(ディープリンク)”になると、ハイパーリンクとは異なり、著作権者もつ氏名表示権や翻案権などの侵害となる可能性がある(註34)。その理由は次のとおりである。

通常ホームページを表示すると、そのページのアドレスが画面に表示される。しかし、フレームリン

クが張られていると、自分のホームページのフレームが他のページを囲んでいるため、リンクを張られたページのアドレスが表示されない。これが、そのページのアドレスを表示する権利(氏名表示権：著作権法第19条)の侵害になる。

イメージリンクも、いきなり画像に飛ぶので、利用者は他のホームページの画像に移ったことがわかりにくく、元のページの氏名表示権侵害となる。また、ホームページはひとつのまとまりをもった著作物とみなされるので、その配列を無視して特定の画像だけにリンクを張るのは、同一性保持権(著作権法第20条)の侵害ともなる。さらに、他のホームページの画像など一部を自分のホームページに取り込んで作成する行為は、翻案権(著作権法第27条)の侵害となる可能性もあるという(註35)。

深層リンク(ディープリンク)も氏名表示権が問題となる。ホームページをひとつの作品ととらえると、トップページから見始めることを想定して作られていると考えられる。もし制作者の名称やタイトルの表示がトップページにしかない場合、トップページを飛び越して直接中のページにリンクを張ると、突然開いたページが、誰の何のホームページなのか全く表示されないことになり、氏名表示権侵害にあたりと解釈されるのである。ただ、ハイパーリンクと同様に、リンク先のホームページのタイトルやアドレスをあらかじめテキストで表示し、そこにリンクを設定すれば画面にアドレスが表示されるので、氏名表示権侵害ではないとする解釈もあって判断が分かれている(註36)。

確かにホームページはひとまとまりの作品であり、途中でリンクを張る行為が作品を侵害するという考えは、理解できる。しかし、事業ごとにつくられたページなど、各ページが独立した内容をもっていけば、単独で他のホームページと関連性をもつ必要性が生じることも十分考えられる。多くの場合、リンクは、利用価値があると判断したページに張られるものであり、ホームページがもともと活用されるために作られるものであることを考えると、深層リンクも全て禁じるのではなく、ケースバイケースの対応が望ましい。公文書館のホームページでは、リンク設定に対して、安易なリンク設定がもたらす影響や迷惑を十分認知し、民間のホームページなどよりも慎重に対応する必要があるが、一方でリンク

機能を最大限に生かしていく意識も大切ではないだろうか。

4 当館ホームページのリニューアル私案

当館のホームページは、平成12年(2000)12月、パソコンに詳しい職員の手作りによって公開され、現在はこれをベースにとりあえず取り組める範囲で平成17年当初からリニューアルを加えながら更新・運営している。作成ソフトは、Adobe社のGoLiveで、その中に、同社のIllustratorで作成したイラストと、同社のPhotoShopで加工・修正した画像を貼り付けている。作成当初から、ブラウザの違いやOSのバージョンなどによる見え方の差異が生じないよう、フレームの使用を控えたり、速度の遅い回線を使うユーザーでもストレスなく見られるよう画像を極力軽くするなど、数々の工夫が施されていた。その後、さらに、アクセシビリティ・ユーザビリティに対する基準が厳しくなったこともあり、この姿勢は、日々の更新や今後のリニューアルにあたって受け継いでいくべき重要な点である。

これまでも述べたように、ホームページはひとつの作品であり、全体的な統一感が不可欠である。よって、制作や更新・管理に多くの職員が関わるホームページほど、しっかりした基準を作り、職員間で共通認識しておくことが欠かせない。

当館では、平成17年4月から、統一フォーマットを用いたトップページをつけたうえで、オリジナルホームページのリニューアルをすすめているが、ここでは、これからどのようなページ・コンテンツを設けていくべきかを考え、館内検討用のたたき台として、次のようなリニューアル案を提示したい。

<ハード・ソフト>

①ハード

ホームページ作成・更新を行なうパソコンは、ウイルスの感染や、他のファイルとホームページ用ファイルの混同によるアクシデントなどのリスクを避けるため、一般事務用とは分けることが望ましい。

また、作成したファイルはリムーバブルディスクのみならず、ハードにも保存することが望ましいので、それなりの容量を用意する必要がある。

②ソフト

作成ソフトを使う場合は、これまでどおり

Adobe社のGoLive 5.0が現実的な選択であろう。また、必要に応じて制作補助ソフトとして、主にイラスト作成には同社のIllustratorを、画像の修正には同社のPhotoShopを使う。ただし、県のガイドラインでは、ソフトの操作ではなく、HTMLでの作成を求められているので、その知識習得にも努める必要がある。

<レイアウト及び表記ルール>

①作成の指針

作成にあたっては、まず第一に「埼玉県ホームページ作成ガイドライン」を遵守しなければならない。ただし、当館は、より多くの人に利用されることを目的とする事業館であり、県庁内の課所室の発信する純粋な行政の基礎情報だけでなく、より多岐にわたる情報を発信する必要がある。また当館のホームページは、館の業務を魅力的に紹介し、より多くの人の参加を促すなどのPR効果も担っている。よって、現在提示されている「統一フォーマット」による公開ではなじまない部分があり、将来に備えて、常にその時期にあった理想的なホームページのあり方について検討を続けていく必要がある。

②画面サイズ

小さめの17インチモニターでも、横スクロールせずに画面全体が表示されるサイズとするため、横幅は750pixel(註37)内とする。「埼玉県ホームページ作成ガイドライン」では800pixelとしているが、拡大画面を使用している場合スクロールバーを除いた最大画面サイズに適應するためには、750pixel内にとどめるのが望ましいであろう。

③文字のサイズ

12ポイントを基本とするが、拡大機能などに適應するよう、パーセンテージなどによる指定を行うようにし、サイズのポイントによる固定はしない。

④見出し機能

文字の大きさを変えるためだけに、見出し機能を使用してはいけない。音声ブラウザ(読み上げソフト)は“見出し「〇〇〇」”と読み上げるため、見出しではないところで使用されると、混乱を招く恐れがある。

⑤フレーム機能

利用者によっては、フレーム未対応のブラウザを使用していることがあるので、はじめから使わないレイアウトとすべきである。

⑥テーブル機能

音声ブラウザ(読み上げソフト)への対応を考慮し、画面構成を組む場合、テーブル機能はシンプルな構造とする。また、画面レイアウトをつくるためにテーブルを用いてはいけない。

⑦特殊効果を与える機能

フラッシュ(註38)やロールオーバー(註39)機能の使用は必要最小限にとどめる。使用する場合は、表示できないブラウザがあることを踏まえ、それによってのみ伝わる情報を作らないよう配慮する。例えば、「点滅しているところをクリックしてください」「色が変わったところをクリックしてください」などの指示は避けるべきである。

また、激しい点滅は視覚に悪影響を与える恐れがあり、また速すぎる文字回転は、文字を読み取りにくくするので、点滅や文字回転は必要最小限にとどめるべきである。

⑧画像の大きさ

遅い回線の利用者もストレスなく受信できるように、画像の大きさは、28.8Kモデムでも10秒以内で表示されるサイズとする。PhotoShopでは画像を「JPEG」もしくは「GIF」形式で保存する前に、28.8Kモデムで閲覧しようとした時、何秒で表示されるかが表示されるので、そこで確認するとよい。

⑨画像の代替テキスト

キャプションやタイトルのない画像には代替テキストを補って音声ブラウザが読み上げるよう設定し、画像を表示しない設定の利用者や視覚障害者にも、画像内容がわかるようにする。

⑩戻るボタンの配置

各ページには必ず「トップへもどる」ボタンをつける。ボタンの位置がばらばらでは、利用者が迷いやすいので、その位置はページの右下とする。

「前へもどる」等のボタンをつける場合も、ページ右下を基本位置とする。

⑪配色

色覚障害者の利用を考慮し、見えにくい配色(緑地に赤文字の組み合わせや、黄色地に白文字などの同系色によるコントラストの弱い組み合わせなど)を避ける。

また、視覚障害者の利用を考慮し、色や記号だけで情報区分を行なわない。例えば、カレンダーで「赤が休館日です」という表示を用いる場合には、文字

による情報も添える必要がある。色に頼った情報区分は、モノクロで印刷した場合にも、反映されず不便である。

⑫ページタイトル

何を記したページであるかを端的に示すため、各ページには必ずページタイトルをつけなければならない。特に音声ブラウザの利用者は、ページタイトル名が読み上げられることによって、表示されるページが変わったことを認識するので重要である。

⑬リンク設定箇所の色設定

リンク設定箇所が一目でわかるよう、設定箇所の文字色に変化するように設定する。

⑭音声ブラウザ(読み上げソフト)に対応した表記

視覚障害者利用に配慮し、下記のように表記する。

- ①価格単位は、漢字を用い、記号を使わない。
(○100円 × ¥100)
- ②価格などの数量の表記には半角数字を用いる。
(○1,000 × 1,000)
- ③小数点は半角とする。(○1.11 × 1.11)
- ④日付は年・月・日を漢字で表記する。
(○2004年12月1日 × 2004/12/1)
- ⑤時刻は時・分を漢字で表記する。
(○9時30分 × 9:30)

⑥曜日は、曜・曜日などの漢字表記をつける。

(○月曜、月曜日 × (月)、月・火)

⑦期間をあらわす「から」は、「～」もしくは「から」と表記する。

(○月曜～金曜、月曜から金曜 × 月曜-金曜)

⑧電話番号を表示するときは、漢字で「電話番号」、もしくは英小文字で表記する。

英大文字のみでの表記は、ティーイーエルと読まれてしまうため避ける。

(○Tel, tel × TEL)

⑨電話番号は、市外局番や市内局番などの間はハイフンで結ぶ。

(○048-865-0112 × 048(865)0112)

⑩階数の表記は、漢字で「階」とつけて表記する。

(○5階 × 5F)

⑪記号の使い方:～や・・・などの記号を装飾として使わない。

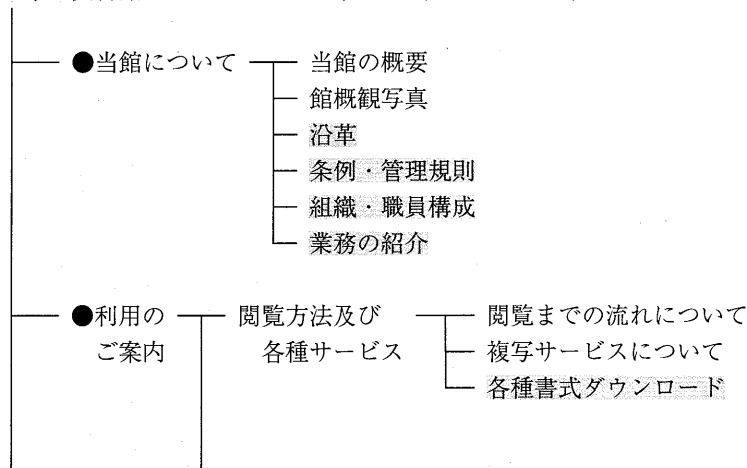
⑫熟語ではなく、一文字一文字読み上げてしまう可能性があるため、ひとつの単語は文字間にスペースをいれずに表記する。

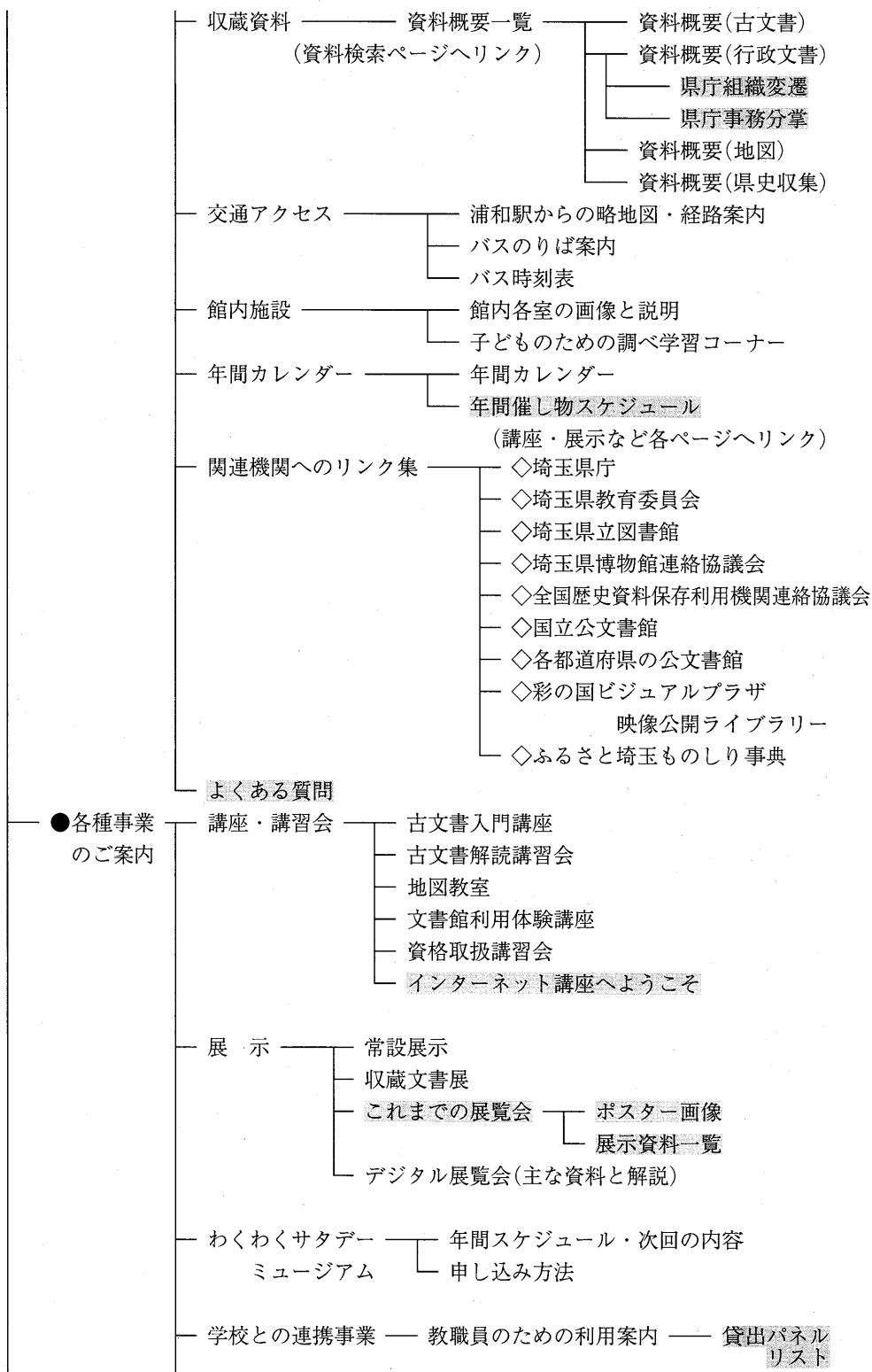
⑬基本言語を指定しないと、正しく発音されないことがあるため、日本語で表記されていることを明記する。

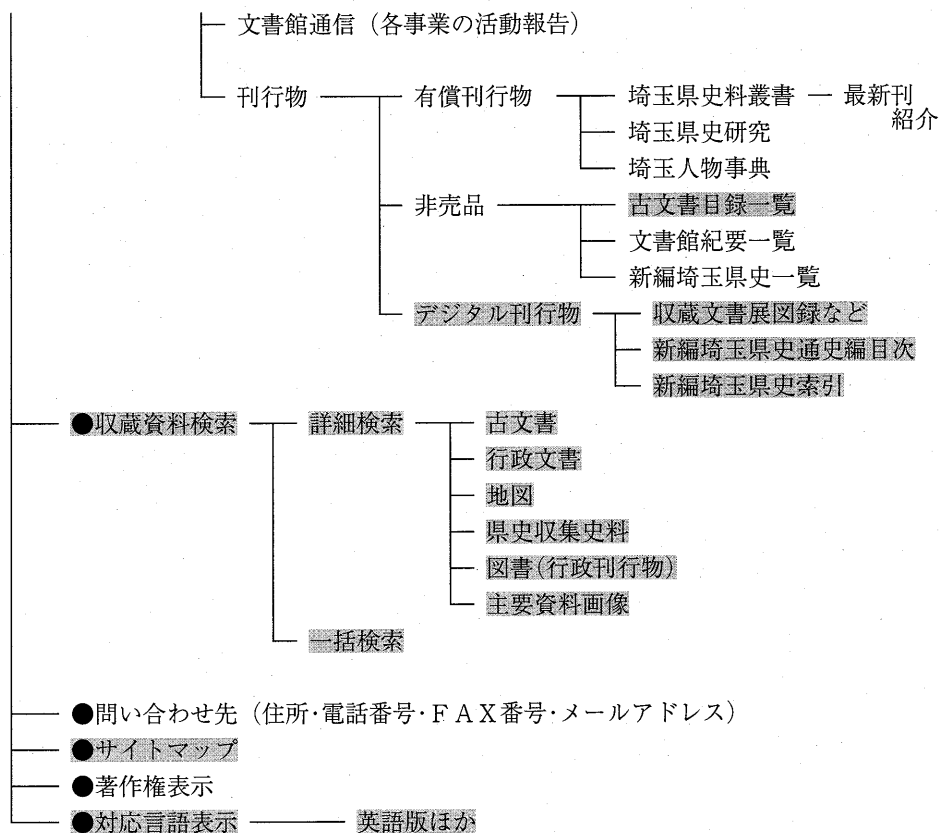
<コンテンツ>

基本的には、これまで発信されていたコンテンツを踏襲し、さらに新しいコンテンツをいくつか追加して、下図のような階層・構造を提案したい。なお、網かけ箇所は、現在未掲載のコンテンツを示す。

埼玉県立文書館ホームページへようこそ(トップページ)







<更新・作成の作業について>

①更新手続き

原則として、更新の前に起案をとり館内の承認を得る。ただし、カレンダーの更新や年間を通して行なう事業の2回目以降の更新等、継続的なものや軽微なものについては、決裁された年間計画に基づいて年度当初に一括起案し、それに基づいて更新する。それ以外の年度途中に必要なが生じた更新についてはその都度起案する。

②更新時期

更新の時期は、内容にふさわしい時期に適宜行う。ただし、なるべく早く提供しよう心がける。

③更新担当者

古文書・行政文書・史料編さん・庶務の各担当に1名ずつホームページ担当をおき、共同事務としてホームページを運営する。トップページやサイトマップ、リンク集などホームページ全体に関わる箇所の更新・作成は、このホームページ担当が行う。

一方、催し物や事業にかかわる連絡ページの更新

及び作成は、その事業担当者もしくはその事業担当者の所属する部署のホームページ担当職員が行う。講座・講習会など利用者参加体験型の催し物については、事前にこれまでの様子や行う予定の情報を提供し、終了後は会場の様子などを報告する。そのため、掲載する画像は、その事業の担当者が撮影しておくようにする。

④更新方法

更新したページのファイルを、情報政策課管理の県庁サーバー(収集サーバー)へ送信し、さらにそれがアップロードサーバと同期されることによって一般公開となる。同期作業は、平成17年12月現在、平日午前9時から午前10時30分頃に行われる。従って、原則としてそれ以降の時間に更新した内容は、翌日の更新作業完了後(午前10時以降)にならないとネット上に流れないことを念頭に、更新のタイミングを考える必要がある(註40)。

⑤データ保存

ホームページは当館の作成した記録の一部として、定期的に保存する。保存媒体は、作成パソコンのハードディスク・CD・MOなどとし、できるだけ、ハードディスクとリムーバブルディスクの2通りに保存するのが望ましい。

保存は、毎年年度の初めにサイト全体を保存し、その他、毎月末に変更したページを保存する。また、新しい記事を掲載したり新規ページを作成した際にも保存するが、文字や画像の修正などのみについては保存不要と思われる。

<今後の課題>

- ①インターネット上での収蔵資料検索や資料の画像の公開などのため、容量に限界がある現状のサーバーを、大容量のサーバーに切り替える。
- ②必要なコンテンツを、早急に整える。
- ③今のホームページをバリアフリー化し、新規ページはユニバーサルデザインで作成する。
- ④全職員がホームページの更新作業を習得し、各事業担当者が更新する体制を整える。
また、絶えず複数の職員が更新に関わるようにし、担当者不在等による更新のタイムラグを作らないようにする。

5 まとめにかえて

平成16年度末に、修了論文として「公文書館におけるホームページ」のありかたを模索してから、約1年が経過した。その間、当館では、県の統一フォーマットによる形式によるページで基本情報の提供を開始し、「埼玉県のホームページ作成ガイドライン」に沿って、既存のページのデザインのリニューアルを進めてきた。また、調査の結果、多くの館で公開されているにもかかわらず、当館で公開できていなかった情報について、新規ページの追加公開を行っている(註41)。

一方他県では、平成17年4月1日に開館した岡山県立記録資料館の資料検索システムで、国立公文書館所蔵資料との横断資料検索が可能となったり、群馬県立文書館で文書閲覧票がデジタル化されるなど、大きな変化がみられた。また、和歌山県立文書館や香川県立文書館など、ホームページを大きくリニューアルされた館も見受けられる。この他にも、細かい改正や新規ページの追加など多々あることと思うが、平成17年度の全国歴史資料保存利用機関連

絡協議会の第31回大会での、福井県文書館の柳沢美子氏報告の資料(註42)によれば、ホームページで発信されている情報内容の傾向は、平成16年12月に筆者が調査したときとほぼ変わらないように思う。特に、ユニバーサルデザイン化については、前述のJIS規格等の動きを反映したと思われる画面構成に変わっている館もあるが、それぞれの個性を保ったデザインの中で工夫されており、埼玉県のような統一フォーマットによる一斉統一を試みた自治体はないようである。

埼玉県の統一フォーマット指定は、「アクセシビリティの高いホームページを作る」、「一目で埼玉県のホームページとわかるような統一感をもたせる」という2つの課題を解決する、ひとつの方策であることは間違いない。そして、再三にわたって述べてきたように、当館のような公共機関のホームページは、何よりアクセシビリティの高さを重視すべきであるとも思う。しかし一方で、全てのページがあまりに似通っているがゆえに、どこのページを見ているのか、却ってわかりにくくなる可能性も高い。また、ネットの利用者は、常に、各ホームページのデザインや使い勝手、内容の質などを比較している。数多の華やかなホームページの中で埋もれずに当館を印象づけることができるだけの個性と、“活用したい”と思ってもらえる程度の見栄えを保ちながら、様々な環境にある人々が、ひとりでも多くアクセスできるように作ることは非常に難しい。恐らくは、今後の県の動向を見極めながら、試行錯誤を繰り返すことになるであろう。

なお、近頃は、ホームページで提供される情報の中身も、発信者を評価する基準のひとつと考えられるようになってきている。例えば、ホテルや旅館、病院などのサービス提供機関のランキングでは、ホームページの内容も評価項目のひとつとされている(註43)。そこでは、「見やすさ」や「統一感」だけでなく、「どの程度情報が開示されているか」が評価基準となっている。つまり、ホームページは、発信者が、自己をPRするためだけにあるのではなく、それを見る一般の人々への、情報開示の場として位置づけられてきているのである。従って、ホームページを公開しない、あるいは都合の悪い情報を掲載しないといった姿勢は、利用者に対する提供サービスが不十分と評価され、館内での利用者対応

などと同様、批判の対象になり得るのである。

しかし、常に最新の情報を提供するという作業は、当然やるべきこととはいえ、かなりの負担を伴う仕事である。正直なところ、ホームページ開設から現在までの5年間は、ハードやソフトをはじめとする技術の革新への適応や、ユニバーサルデザインをはじめとして様々に変わる価値基準に対応するのに必死であった。しかし、これからは、今後のホームページのありかたやそれに必要な仕事量を予測し、後手に回らないようにしなければならない。

これまで当館では、ほとんどの職員にとって、ホームページは、“いつの間にか作られ、いつの間にか更新されているもの”であった。しかし、今年度新たに「文書館通信」という活動報告ページを立ち上げ、各担当が作成する方式で運営したところ、少しずつではあるが、制作・更新作業に携わる職員が増え、関心も高まったように思われる。今後は、こうした傾向を定着させる一方で、ホームページの評価が館全体の評価に関わるのだということ、ホームページも館の活動のひとつとして一定の基準のもとに運営し、リニューアルも含めて、その活動を記録し、後世に伝えていくべきであるということを、職員全員で認識する必要があるであろう。

最後に、ホームページで情報を発信するにあたっては、“ホームページに掲載された情報は、ホームページ以外でも入手できなくてはいけない”ということを書いておきたい。

民間の情報ならば、ある程度の情報格差（デジタルデバイド）が生じてもやむを得ないかもしれないが、当館のような公共施設が発信する情報は、インターネットを使えない・使わない人も含めて、誰にでも行き渡らなくてはならない。インターネットはあくまでもツールのひとつにすぎない。よって、ホームページで流すことを根拠に、紙などによる情報発信をやめてよいということにはならない。

政府は昨年7月、e-Japan構想に続き、2010年にユビキタスネット社会（註44）を実現させようとするu-Japan構想の中間とりまとめを公表した。このように、今後より一層IT化が進む中で、インターネットを重要視しつつも、偏重にならないバランス感覚をもちながら、ホームページの充実を考えていくことが大切である。

註

- (1) 本来「ホームページ」とは、Webサイトのトップのページをさす言葉であるが、一般にはWebサイト全体を示すものとして定着した感がある。よって本稿でもWebサイトの同義語として用いる。また、本来のホームページにあたるトップのページは「トップページ」と表記する。
- (2) 後述するように、平成17年度にオープンした岡山県記録資料館の資料検索システムでは、国立公文書館収蔵資料との横断検索が可能である。
- (3) 総務省『平成15年通信利用動向調査の結果』による。
- (4) 小玉清司「文書館情報システムの検討・開発に関する調査研究」（埼玉県教育委員会編『博物館等調査研究事業概報』2002）
- (5) これまで公開の実現を妨げてきた理由のひとつに、県庁内サーバーの使用による容量制限があったが、その後独自のサーバーをもつことを含め、収蔵資料検索システムの構築が実現可能となり、平成19年度の公開に向けて現在作成中である。
- (6) 詳細は、本稿第4節「当館ホームページのリニューアル私案」参照。
- (7) 対象としたのは、以下の29館。
北海道立文書館・宮城県公文書館・秋田県公文書館・福島県歴史資料館・茨城県立歴史館・栃木県立文書館・群馬県立文書館・埼玉県立文書館・東京都公文書館・神奈川県立公文書館・千葉県文書館・新潟県立文書館・富山県公文書館・福井県文書館・長野県立歴史館・岐阜県歴史資料館・愛知県公文書館・京都府立総合資料館・兵庫県公館県政資料館・和歌山県立文書館・大阪府公文書館・鳥取県立公文書館・広島県立文書館・山口県文書館・徳島県立文書館・香川県立文書館・大分県公文書館・鹿児島県歴史資料センター黎明館・沖縄県公文書館
- (8) 神奈川県庁のホームページには、全条例・規則が掲載されており、公文書館の設置条例もみることができ。このように、“本庁で掲載していることから公文書館のホームページでは割愛する”というケースが多いのかもしれないが、一般の利用者からすれば、それぞれに掲載されたほうが便利だと思われる。
- (9) 修了論文として提出したものでは、愛知県公文書館の検索システムについて、「資料そのものを検索するのではなく、該当資料の掲載されている目録を検索するもの」と位置づけたが、筆者の事実認識であり、同館では、平成15年度末に現在公開されている資料検索システムを公開していることが、同館からのご指摘で判明した。お詫びして訂正したい。なお、岐阜県歴史資料館の検索システムは、地域資料館とのネットワークによる横断検索システムであり、館独自の検索システムと性格を異にしていたため、「その他」に区分した。
- (10) 国立公文書館のホームページの検索システムには、「資料群案内」として、省庁の事務分掌と組織変遷が掲載されている。ひとつのモデルとなるものであろう。組織変遷表については、明治時代からの複雑な県庁各

課の統廃合と名称変更を、ネットの画面でどう表現したらよいか、筆者自身まだ答えを持っていない。しかし、資料検索システムの公開にあたり、検討されるべき課題ではないかと思う。

- (11) 現在構築中の当館資料検索システムには、古文書群の内容解説文を掲載する予定である。
- (12) デジタルの再現力は、ブラウザや表示するパソコンのモニターなどあらゆる条件に左右されるため、色や紙質までの再現には限界がある。また、発信する時点で大幅に色やコントラストを修正したり実物と印象が異なる場合には、一言断り書を添えるべきであろう。
- (13) 当館では、ホームページ開設時に、「行政情報史の130年—埼玉県設置から電子県庁構想まで—」というデジタル展示会を公開し始めた。66点の資料画像に詳細な解説をつけた見応えのあるもの(現在も配信中)であるが、今後もこのボリュームで作成していくことは厳しい。平成17年1月21日から開催した収蔵文書展の情報、展示会のオープンと同時に配信を始めたが、同様のボリュームのものにはならなかった。
- (14) 中島康比古「国立公文書館における展示について」(『北の丸—国立公文書館報—第36号』2003年)及び平成16年度公文書館専門職員養成課程における中島氏講義「資料・情報サービス② 公文書館・文書館における展示・普及活動」による。
- (15) 平成16年12月にホームページや要覧・館報等で確認した範囲において、宮城県公文書館・鳥取県立公文書館・大分県公文書館では一般利用者を対象とした講座を開催していない。香川県立文書館は開催しているが、ホームページへの掲載が確認できなかった。また、東京都公文書館は平成15年度には開催しているが、平成16年度は開催されていないので、関連記事の掲載がなかったものと思われる。なお、「その他」は、平成16年当時、秋田県が県立図書館へ古文書講座業務を移していた事情による。
- (16) 総務省情報通信統計データベースに掲載されている「平成15年通信利用動向調査報告書 世帯編」の中の「第4章 個人のインターネット利用状況」(http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/public/data/2/HR2003_004.pdf)によれば、60歳以上のインターネット利用者は、以下のとおり年々増加傾向にある。

年度	年令	60～64	65～69	70～79	80以上
平成13年度末		19.2%	12.3%	5.8%	5.0%
平成14年度末		32.8%	15.9%	7.5%	0.9%
平成15年度末		39.0%	21.9%	12.2%	8.6%

- (17) 修士論文を提出後、群馬県立文書館では、ネット上で資料を検索し、文書閲覧票に画面上で資料名を入力し、プリントアウトして持参できるようになった。
- (18) 唯一、神奈川県立公文書館が、会議室の利用申請をメールで受け付けているのみである。
- (19) 当館に相互リンクの依頼をいただいた場合は出来る限り応えているが、その機関だけ追加することが不自然な場合もある。当館へリンクを張っていただけるの

は非常にありがたいのであるが、当館のリンク集への追加は、当館の性格を考慮して対応せざるを得ないところがある。

- (20) 平成17年1月下旬時点では、鳥取県のホームページは、WebUDの試験運用も続けつつ、「らくらくウェブ散策」という閲覧支援ソフトも導入していた。これはIBM社製。Windows 98以上のOS対応で、ブラウザはIE(インターネットエクスプローラ)のみに対応している。平成18年2月現在では、「らくらくウェブ散策」が本格稼働していた。
- (21) ウェブヘルパーは下記アドレスから無償ダウンロードできる。<http://www2.nict.go.jp/ts/barrierfree/accessibility/helper/index.html>
- (22) 正確には「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」といい、そのうちの第3部・ウェブコンテンツでホームページコンテンツに関する指針が示された。その目的は、「主に高齢者、障害のある人及び一時的な障害がある人が、情報通信における機器、ソフトウェア及びサービスを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるために、ウェブコンテンツを企画、設計、開発、制作、保守及び運用するときに配慮すべき事項を指針として明示」することにある。
本文は日本工業規格(JIS)のホームページ(<http://www.jisc.go.jp/index.html>)で参照できる。
- (23) 『障害者基本法』定義第2条。
- (24) 註16参照。
- (25) 平成16年10月6日付・朝日新聞朝刊記事など。
- (26) 註20参照。
- (27) 鳥取県が導入している「らくらくウェブ散策」は8MB。
- (28) 将来、読み上げソフトの性能が向上すれば、現在支障をきたしている問題は、解消されるかもしれない。しかし、一部のソフトの改良に依存した解決は、普遍的ではなく、ユニバーサルデザインの考え方に沿ったものとはいえないであろう。
- (29) 国立国会図書館によるインターネット資源選択的蓄積実験事業(WARP)。すでに、協力機関として提供したものについては公開されている。ただ、著作権問題(複製権・公衆送信権等の許諾)や、収集対象発見が手作業であり、収集するページの選択基準も未定であること、粒度(選択するサイトの単位)の概念)の整理、「完全に元のページと同じように見えなくてははいけないか」という考え方などが大きな課題となっている。(平成16年度公文書館専門職員養成課程の内閣官房IT担当室担当官による講義「e-Japan計画の概要」及び国会図書館の見学の際の講義「デジタルアーカイブへの取り組み」による。)
- (30) 平成16年度公文書館専門職員養成課程における三宅弘氏の講義「公文書館関連法令① 公文書における個人情報・法人情報の扱い」の「情報公開法とその考え方」で、文書管理(第37条)と文書不存在(第9条2項)に関し、ネット上から削除された過去のホームページ

- ジも情報公開の対象となり得るものであり、適切な保存のあり方が検討されるべきであるとの解説があった。
- (31) 『著作権法』の解釈については、©社団法人著作権情報センターホームページ(http://www.cric.or.jp/qa/multimedia/multi12_qa.html)による。
- (32) 著作権の発生に特別な届出や登録を必要としないとする考え方で、1952年の万国著作権条約によって定められた。多くの国がこの無方式主義を採用しているが、南米などでは方式主義を採用している国もある。著作権表示をしておけば、方式主義の国でも保護対象となるため、世界へ発信されるインターネットでは、表示したほうが無難という考え方もある。
- (33) NPOシロガネ・サイバーボール編『インターネット法律相談所』(リックテレコム2004)より「第4章著作権・ドメイン03リンクと著作権(ひいらぎ総合法律事務所・清水祐介弁護士回答事例)p.91」。
- (34) 註(33)前掲書p.92
- (35) 註(33)前掲書p.93
- (36) 註(33)前掲書p.94
- (37) 画像を構成する最小単位。画素に同じ。ここでは、画面サイズを構成する単位として使用。
- (38) マクロメディア社が開発した、音声や動画(アニメーション)機能をもたせたコンテンツ作成のためのソフト、もしくはそれで作られたコンテンツのこと。ここでは、画面にはめ込まれたコンテンツをさす。表示には、プラグインFlashPlayerが必要で、最近ではインターネットエクスペローラやネットスケープナビゲータなどのブラウザに装備されているが、バージョンが古いとダウンロードの必要がある。ダウンロードは無償。
- (39) マウスの動きにあわせてボタンなどの画像が光ったり、色が変わるような効果。
- (40) 当然のことながら、平成19年度に当館にサーバーを置くことが実現すれば、この点は大幅に変更される。
- (41) その後、「刊行物案内」「文書館通信」「バスのりば案内」などを新規ページとして追加した。
- (42) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第31回大会全体会I報告Ⅲ「都道府県・政令指定都市等の文書館Webページにおける情報提供」レジメより。
- (43) 米山公啓著『大病院の通信簿』(双葉社 2004)
- (44) 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単に接続できる環境が整備されている社会。u-Japanのuは、「いつでも、どこでも」を表すユビキタスのuであると同時に、「何でも、誰でも」を表すユニバーサルのuとされている。
- <参考文献・サイト>
- 堀部政男編著『インターネット社会と法』(榊新生社 2003)
 - ローレンス・レッシング著・山形浩生訳『コモンズ・ネット上の所有権強化は技術革新を殺す』(榊翔泳社 2002)
 - ニコラス・ネグロポンテ著・福岡洋一訳『ビーイング・デジタル ビットの時代』(榊アスキー 2001)
 - 富士通株式会社総合デザインセンター監修
 - 『詳解!ウェブアクセシビリティ JIS X 8341-3高齢者・障害者等配慮設計指針』(FOM出版 2004)
 - 富士通株式会社総合デザインセンター著『ウェブ・アクセシビリティ & ユーザビリティ 誰もが使いやすいウェブサイトへ』(FOM出版 2004)
 - デジタルアーカイブ推進協議会編『デジタルアーカイブ白書2004』
 - 総務省平成15年通信情報利用調査(http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/public/data2/HR2003_004.pdf)
 - 総務省報道資料「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」の開催(2004.11.16)(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041116_1.html)
 - 総務省郵政事業庁『「情報バリアフリー」環境の整備の在り方に関する研究会」報告書(<http://www.soumu.go.jp/joho-tsusin/policyreports/japanese/group/tsusin/90531x51.html>)
 - 日経BPガバメントテクノロジー電子自治体ポータル(<http://premium.nikkeibp.co.jp/e-gov/>)
 - ・結果発表「自治体サイ・ユーザビリティ調査2003」
 - ・インターネット視聴率からみた現状分析 自治体サイトはどうみられているのか?
 - ・ニュース: ネットに接続しているシニア層の4割が自治体サイトをよく見る
 - 行政書士が見たe-JAPAN (http://kaeru.or.jp/legist_e-JAPAN.html)
 - ・e-JAPAN、e-Gov
 - 市民が如何にして電子政府を利用するか—
 (※平成18年3月現在、すでに確認できないサイトがある)